

議案第112号

清水町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部一男

清水町職員の再任用に関する条例を廃止する条例

清水町職員の再任用に関する条例（平成14年清水町条例第43号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。